

規則中の各種申込書の書式例に関する事項

改正規則等

国際条約による証書に関する規則
事業所承認規則
鋼船規則 B 編, D 編及び M 編
揚貨設備規則
登録規則細則
鋼船規則検査要領 B 編, U 編, H 編及び K 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
冷蔵設備規則検査要領
海上コンテナ規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
船用品等検査試験規則
居住衛生設備規則
安全設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
試験機規則検査要領
(日本籍船舶用)
内陸水路航行船規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正理由

本会への申請時に使用される各種申込書等の書式例は、規則及び検査要領等に記載されている他、ホームページ上にも掲載されているものがある。これは、当初、書式例を申込者に周知、提供する場が規則及び検査要領等であり、その後、IT 環境の充実が図られ、ホームページ上に書式例を掲載したことに起因している。

昨今の IT、デジタルトランスフォーメーションの発展により、今後各種申請は書面ではなくオンラインで行われることが予想される。そのため、規則中の各種申込書の書式例の掲載は不要であると判断した。

今般、規則及び検査要領等に記載される各種申込書等の書式例を削り、今後は本会ホームページに掲載する申込書を参照するよう関連規定を改める。

改正内容

各種規則及び検査要領等に記載される各種申込書等の書式例を削るとともに、本会ホームページに掲載される各種申込書等の書式名を追記する。

「国際条約による証書に関する規則」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 条約証書の交付を受けようとする者は、所定の~~条約証書交付等~~申込書
(Form-4A)に次に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。
船舶検査証書及び船舶検査報告書又は臨時航行許可書

第七条を次のように改める。

第七条 船舶所有者は、条約証書の記載事項を変更しようとする場合又はその変更
を生じた場合には、すみやかに、~~条約証書書換~~申込書 (Form-4A)に当該条
約証書、船舶検査証書及び船舶検査報告書を添えて本会に提出し、その書換
えを受けなければならない。

第八条を次のように改める。

第八条 船舶所有者は、条約証書を滅失し、又はき損した場合には、~~条約証書再交
付~~申込書 (Form-4A)に当該条約証書（き損した場合に限る。）並びに船舶
検査証書及び船舶検査報告書又は臨時航行許可証を添えて本会に提出し、そ
の再交付を受けることができる。

「国際条約による証書に関する規則」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 章 証書及び有効期間

2.2 条約証書の有効期間

2.2.1 有効期間

-2.を次のように改める。

-2. 本会が特に指定した船舶については、旗国政府の指示の下、国際条約等の規定に従って条約証書の有効期間を延長することができる。有効期間延長の申込みは申込書（APP-XSESR）により行うこと。

3 章 証書の交付

3.1 条約証書の交付

3.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 条約証書の交付を受けようとする造船所、船舶所有者又は船長は、~~条約証書交付~~
~~等~~該当する申込書 (Form-1A, Form-2A 又は Form-3A) に船籍国主管庁により発行され
る船舶の国籍証書を添えて本会に提出しなければならない。ただし、**2.1.1(12)**に規定する
ISM コードに従った適合証書の発行、**2.1.1(13)**に規定する船舶保安証書及び臨時船舶保安
証書の発行、**2.1.1(17)**に規定する国際大気汚染防止原動機証書の発行並びに **2.1.1(20)**に規
定する海上労働証書及び臨時海上労働証書の発行にあつては、船舶安全管理システム規
則、船舶保安システム規則、船舶用原動機放出量確認等規則及び海上労働システム規則
の定めるところによる。

3.2 を次のように改める。

3.2 証書の書換

船舶所有者は、条約証書の記載事項を変更しようとする場合又はその変更を生じた場
合には、すみやかに、~~条約証書書換~~該当する申込書 (Form-1A, Form-2A 又は Form-
3A) に当該条約証書を添えて本会に提出し、その書換えを受けなければならない。

3.3 を次のように改める。

3.3 証書の再発行

船舶所有者は、条約証書を滅失し、又はき損した場合には、~~条約証書再交付~~該当する
申込書 (Form-1A, Form-2A 又は Form-3A) に当該条約証書を添えて本会に提出し、
その再交付を受けなければならない。

「船用品等検査試験規則」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条

検査試験を依頼しようとする者（以下，単に「依頼者」という。）は，本会所定の検査試験申込書~~〔様式1〕~~ (INSP-APP)を提出しなければならない。

様式1を削る。

~~様式1~~

~~（省略）~~

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

-4.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-4. 審査及び承認は、事業者からの申込により行う。申込書は AM-TM(J), AM-IW(J), AM-TH(J), AM-RC-1(J), AM-VT-1(J), AM-FE(J), AM-LR(J), AM-LA(J), AM-ED(J), AM-LM(J), AM-RI(J), AM-TT(J), AM-CS(J), AM-BW(J), AM-NT(J)及び AM-1-R1 を用いること。

-4.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-4. 審査及び承認は、事業者からの申込により行う。申込書は AM-TM, AM-IW, AM-TH, AM-RC-1, AM-VT-1, AM-FE, AM-LR, AM-LA, AM-ED, AM-LM, AM-RI, AM-TT, AM-CS(E), AM-BW(E), AM-NT(E)及び AM-1E-R1 を用いること。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

1 章 通則

1.2 特殊な船舶，設備，装置等

1.2.2 貨物固縛マニュアル

-1.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-1. ばら積以外の方法で貨物を積載する船舶であって国際航海に従事するものにおいては，貨物の積付け及び固定が適切に行われるよう，本会の承認した貨物固縛マニュアルが備えられなければならない。承認の申込みは，申込書（APP-CSM(J)）によって行うこと。

1.4 検査の準備その他

1.4.2 検査準備*

-2.を次のように改める。

-2.油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する定期検査並びに建造後 10 年を超えるばら積貨物船，油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する中間検査の準備の一環として，検査申込者は，検査に先立ち定期検査又は中間検査の内容を記した受検要領書 （Survey Programme for BC(SH), Survey Programme for BC(DH), Survey Programme for OT(SH), Survey Programme for OT(DH), 又は Survey Programme for CT） を提出しなければならない。なお，国際航海に従事しない船舶であって，船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶については，この限りでない。

8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

表 B8.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

表 B8.1 軸の予防保全管理方式の承認要領

項目	要領
	(省略)
2. 申込	(1) 本要領の適用を受ける船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、本件に係わる申込書（ Form PSCM-1 ）と共に対象船舶に対して次の(a)から(f)の事項等につき明記された管理マニュアルを本会に 3 部提出すること。 ((a)から(f)は省略) ((2)及び(3)は省略)
	(省略)

表 B8.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

表 B8.1 軸の予防保全管理方式の承認要領

項目	要領
	(省略)
2. 申込	(1) 本要領の適用を受ける船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、本件に係わる申込書（ Form PSCM-1 ）と共に対象船舶に対して次の(a)から(f)の事項等につき明記された管理マニュアルを本会に 3 部提出すること。 ((a)から(f)は省略) ((2)及び(3)は省略)
	(省略)

附属書 9.1.3 機関計画保全検査（PMS）及び機関状態監視保全検査（CBM） 管理ソフトウェアの承認要領

An 1.2 承認申込

An 1.2.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

An 1.2.1 承認申込書

承認を希望する場合は、「申込書（~~書式 1~~Form-PMSoftware(J)）」1部を本会に提出すること。

An 1.2.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

An 1.2.1 承認申込書

承認を希望する場合は、「申込書（~~書式 1~~Form-PMSoftware）」1部を本会に提出すること。

書式 1 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式 1~~
~~（省略）~~

Form 1 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 1~~
~~（省略）~~

D 編 機関

1 章 通則

1.4 試験

1.4.2 を次のように改める。（日本籍船舶用）

1.4.2 量産機器

1.4.1-1.の規定にかかわらず，本会が適当と認める多量生産方式によって製造される機器については，製造者の申請によって当該工場の生産方式に見合った試験の方法とすることがある。申請は申込書（Form-5-1(J)）によって行うこと。

1.4.2 を次のように改める。（外国籍船舶用）

1.4.2 量産機器

1.4.1-1.の規定にかかわらず，本会が適当と認める多量生産方式によって製造される機器については，製造者の申請によって当該工場の生産方式に見合った試験の方法とすることがある。申請は申込書（Form-5-1）によって行うこと。

M 編 溶接

5 章 溶接士及びその技量試験

5.1 一般

5.1.2 を次のように改める。（日本籍船舶用）

5.1.2 技量試験の申込み*

技量試験を受験する場合、受験者が所属する事業所（以下、「申込者」という）は溶接士技量試験申込書（**Form-WE(J)**）1 部に所要事項を記入の上、受験者の写真と共に、本会（支部・事務所）に提出する。

5.1.2 を次のように改める。（外国籍船舶用）

5.1.2 技量試験の申込み*

技量試験を受験する場合、受験者が所属する事業所（以下、「申込者」という）は溶接士技量試験申込書（**Form-WE(E)**）1 部に所要事項を記入の上、受験者の写真と共に、本会（支部・事務所）に提出する。

「居住衛生設備規則」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

2 章 登 録 検 査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 制限荷重等の指定

-1.を次のように改める。

-1. 本会の検査を受け、これに合格した昇降機（はじめて荷重試験を行ったものに限る。）について、制限荷重及び定員（エスカレーターにあっては、制限荷重。以下同じ。）を指定し、昇降機制限荷重等指定書を交付する。検査の申込みは申込書（ELV-APP(J)）により行うこと。

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.3 登録検査

2.3.1 提出図面その他の書類*

-1.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-1. 製造中登録検査においては、次の図面及び書類に基づいて当該揚貨設備の構造及び強度についてこの規則に適合していることを確認する。この場合、申込者は、申込書（CG-APP）と、-2.、-3.及び-4.に掲げる図面及び書類のうち当該揚貨設備に該当するものを本会に提出しなければならない。

-1.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-1. 製造中登録検査においては、次の図面及び書類に基づいて当該揚貨設備の構造及び強度についてこの規則に適合していることを確認する。この場合、申込者は、申込書（CG-APP）と、-2.、-3.及び-4.に掲げる図面及び書類のうち当該揚貨設備に該当するものを本会に提出しなければならない。

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2章 船級登録

2.2 船級登録の維持

-5.として次の1項を加える。(日本籍船舶用)

-5. 規則 2.2-2.でいう「主要な変更又は改造」を行う場合には申込書 (CONV-APP(J)) を本会に提出して申し込むものとする。

-6.として次の1項を加える。(外国籍船舶用)

-6. 規則 2.2-2.でいう「主要な変更又は改造」を行う場合には申込書 (CONV-APP) を本会に提出して申し込むものとする。

2.3 船級登録及び検査の申込み

-2.及び-3.を次のように改める。(日本籍船舶用)

-2. 船級登録のための検査は、規則 2.1.2(1)の検査を受ける船舶にあっては所定の製造中船級登録検査等申込書 (Form-1A(J)) を、また、規則 2.1.2(2)の検査を受ける船舶にあっては所定の製造後船級登録検査等申込書 (Form-3A(J)) を、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。

-3. 船級登録を維持するための検査は、船舶の所有者又は船長が所定の船級及び設備の維持検査並びに証書申込書 (Form-2A(J)) に船舶検査証書 (船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。) の写しを添えて、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。

-1.及び-2.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-1. 船級登録のための検査は、規則 2.1.2(1)の検査を受ける船舶にあっては所定の製造中船級登録検査等申込書 (Form-1A) を、また、規則 2.1.2(2)の検査を受ける船舶にあっては所定の製造後船級登録検査等申込書 (Form-3A) を、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。

-2. 船級登録を維持するための検査は、船舶の所有者又は船長が所定の船級及び設備の維持検査並びに証書申込書 (Form-2A) を、検査を担当する支部又は事務所に提出して申し込むものとする。

2.5 を次のように改める。（日本籍船舶用）

2.5 船級維持証明書等

規則 2.5 でいう所有者の同意は、~~文書~~申込書（Form-CM-APP(J)）をもってなされるものとする。

2.5 として次の 1 節を加える。（外国籍船舶用）

2.5 船級維持証明書等

規則 2.5 でいう所有者の同意は、申込書（Form-CM-APP）をもってなされるものとする。

3 章 設備登録

3.3 設備登録及び検査の申込み

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 設備登録を維持するための検査の申込みについては、**2.3-3.**を準用する。申込書は、~~所定の船級及び設備の維持検査並びに証書申込書~~**Form-2A(J)**とする。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 設備登録を維持するための検査の申込みについては、**2.3-2.**を準用する。申込書は、~~所定の船級及び設備の維持検査並びに証書申込書~~**Form-2A**とする。

4 章 船級証書

4.1 船級証書等

4.1.4 を次のように改める。（日本籍船舶用）

4.1.4 船級証書等の保管，再発行又は書換え及び返還

船級証書又は仮船級証書の再発行又は書換えは，本部又は支部・事務所に~~文書~~申込書（CERT-APP(J）にて申込むものとする。

4.1.4 を次のように改める。（外国籍船舶用）

4.1.4 船級証書等の保管，再発行又は書換え及び返還

~~±~~ 船級証書又は仮船級証書の再発行又は書換えは，本部又は支部・事務所に~~文書~~申込書（CERT-APP）にて申込むものとする。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.2 船級維持検査

-1.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。

(1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更

都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には、船主は~~用途変更願書~~申込書（APP-CP(J)）を本会に提出する。この取扱いをすれば、以後水圧試験を必要としない。この場合、タンク吸引管は一部を取外し、端部にはブランクフランジを付ける。

((2)から(5)は省略)

-1.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。

(1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更

都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には、船主は~~用途変更願書~~申込書（APP-CP）を本会に提出する。この取扱いをすれば、以後水圧試験を必要としない。この場合、タンク吸引管は一部を取外し、端部にはブランクフランジを付ける。

((2)から(5)は省略)

B1.1.5 を次のように改める。（日本籍船舶用）

B1.1.5 定期的検査等の延期

規則 B 編 1.1.5 でいう検査の延期のための手続き及びその承認方法は、次による。

(1) 延期申請の手続き

検査期日の延期を必要とする場合、船主ないし船長は、検査指定期日前に本会の承認を得るため次に掲げる書類を本会に提出する。提出先は、申請者に都合の良い所在地の本会事務所として差し支えない。ただし、船級検査報告書ファイルの提出ができない場合、提出先は本部とすること。

(a) ~~検査延期申請書~~申込書（APP-PP(J)）－3 通（提出先を本部とする場合、2 通で可）

- (b) 船級検査報告書ファイル
- ((2)は省略)

B1.1.5 を次のように改める。(外国籍船舶用)

B1.1.5 定期的検査等の延期

規則 B 編 1.1.5 という検査の延期のための手続き及びその承認方法は、次の(1)及び(2)による。

(1) 延期申請の手続き

検査期日の延期を必要とする場合、船主ないし船長は、検査指定期日前に本会の承認を得るため次に掲げる書類を本会に提出する。提出先は、申請者に都合の良い所在地の本会事務所として差し支えない。ただし、船級検査報告書ファイルの提出ができない場合、提出先は本部とすること。

- (a) ~~検査延期申請書~~申込書 (**APP-PP**) – 3 通 (提出先を本部とする場合、2 通で可)

- (b) 船級検査報告書ファイル

((2)は省略)

B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

-3.を次のように改める。(日本籍船舶用)

-3. 規則 B 編 1.1.6-4.の規定により、定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を、継続検査方式により行う場合の取扱いは次の(1)から(5)による。

(1) 継続検査申込書の提出

船体のタンク及び区画の検査並びにタンクの試験を継続検査方式で行うことを希望する場合には、申込者は検査計画を記載又は添付した継続検査申込書 (~~船体タンク継続検査申込書~~ **Form-CHS-AP(J)**) を提出すること。

((2)から(5)は省略)

-3.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-3. 規則 B 編 1.1.6-4.の規定により、定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を、継続検査方式により行う場合の取扱いは次の(1)から(5)による。

(1) 継続検査申込書の提出

船体のタンク及び区画の検査並びにタンクの試験を継続検査方式で行うことを希望する場合には、申込者は検査計画を記載又は添付した継続検査申込書 (~~船体タンク継続検査申込書~~ **Form-CHS-AP**) を提出すること。

((2)から(5)は省略)

B1.1.7 を次のように改める。(日本籍船舶用)

B1.1.7 係船中の船舶

係船に先だって、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提

出すること。

- (1) ~~係船届け~~申込書 (~~書式例 B1-1~~**Form-B1-1(J)**) 3 部
- (2) 船級証書
- (3) 国際満載喫水線証書, 貨物船安全構造証書, 貨物船安全設備証書, 貨物船安全無
線証書
- (4) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部

B1.1.8 を次のように改める。(外国籍船舶用)

B1.1.8 係船中の船舶

係船に先だって, 船舶の所有者は, ~~係船届け~~申込書の写し (**Form-B1-1**) 3 部を係船地
の最寄りの支部・事務所に提出すること。

書式例 B1-1 を削る。(日本籍船舶用)

~~書式例 B1-1~~

~~(省略)~~

Form B1-1 を削る。(外国籍船舶用)

~~Form B1-1~~

~~(省略)~~

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-5.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-5. 規則 B 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

- (1) 承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、承認済図面使用願申込書（~~同型船に対する図面提出省略願~~ APP-SS-BHL(J)）と以下の図面を各 3 部提出すること。
 - (a) 一般配置図
 - (b) 中央横断面図
 - (c) 鋼材構造図
 - (d) 外板展開図
 - (e) 機関室全体装置図
 - (f) 軸系装置図
 - (g) 機関室配管系統図
 - (2) 承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、承認済図面使用願申込書（~~承認済の標準構造図面による製品の引当て申込書又は機器の図面提出省略願~~ APP-SS-BMC(J)）を 3 部提出すること。この場合、次に示す内容を含むものであること。
 - (a) 主要な機関要目
 - (b) 図面番号、資料番号及び承認年月日
 - (c) 充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番
 - (d) 標準構造図面承認又は量産機器承認を受けたものにあつては、その承認番号
- ((3)は省略)

-5.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-5. 規則 B 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

- (1) 承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、承認済図面使用願申込書（~~同型船に対する図面提出省略願~~ APP-SS-BHL）と以下の図面を各 3 部提出すること。
 - (a) 一般配置図
 - (b) 中央横断面図
 - (c) 鋼材構造図
 - (d) 外板展開図
 - (e) 機関室全体装置図
 - (f) 軸系装置図
 - (g) 機関室配管系統図
- (2) 承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、承認済図面使用願申込書

(~~同型船に対する図面提出省略願~~ **APP-SS-BMC**) を 3 部提出すること。この場合、次に示す内容を含むものであること。

- (a) 主要な機関要目
 - (b) 図面番号，資料番号及び承認年月日
 - (c) 充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番
 - (d) 標準構造図面承認又は量産機器承認を受けたものにあつては，その承認番号
- ((3)は省略)

-6.を次のように改める。(日本籍船舶用)

-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。

登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が，製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に，工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には，~~事前審査~~申込書 (**APP-PE-STB(J)**) を提出すること。なお，登録検査申込書が提出されたときには，~~事前審査~~当該申込書は自動的に登録検査申込書 (**Form-1A**) に引継がれるものとする。

-6.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。

登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が，製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に，工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には，~~事前審査~~申込書 (**APP-PE-STB**) を提出すること。

Form 1 を削る。(外国籍船舶用)

~~Form 1~~
~~(省略)~~

Form 2 を削る。(外国籍船舶用)

~~Form 2~~
~~(省略)~~

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.2 機関継続検査 (CMS)

-2.を次のように改める。(日本籍船舶用)

-2. 機関継続検査採用の申込み

- (1) 機関継続検査の採用を希望する場合には、原則として、登録検査又は定期検査後の第 1 回目の検査に先だち、船舶所有者又はその代理者は次に掲げる本会所定の様式の書類各 3 通(船舶所有者及び本船への返却用及び本会控え)を本会に提出すること。

(a) ~~機関継続検査~~申込書 (Form-CMS-1J)

(b) 受検計画書

((2)は省略)

-2.を次のように改める。(外国籍船舶用)

-2. 機関継続検査採用の申込み

- (1) 機関継続検査の採用を希望する場合には、原則として、登録検査又は定期検査後の第 1 回目の検査に先だち、船舶所有者又はその代理者は次に掲げる本会所定の様式の書類各 3 通(船舶所有者及び本船への返却用及び本会控え)を本会に提出すること。

(a) ~~機関継続検査~~申込書 (Form-CMS-1E)

(b) 受検計画書

((2)は省略)

B9.1.3 機関計画保全検査 (PMS)

-3.を次のように改める。

-3. 機関計画保全検査採用の申込み

機関計画保全検査を採用する場合には、船舶所有者(船舶管理会社)又はその代理者は、~~機関計画保全検査~~申込書 (Form-PMS-AP) に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

((1)及び(2)は省略)

B9.1.4 機関状態監視保全検査 (CBM)

-4.を次のように改める。

-4. 機関状態監視保全検査採用の申込み

機関状態監視保全検査を採用する場合には、船舶所有者(船舶管理会社)又はその代

理者は、~~機関状態監視保全検査~~申込書 (Form-CBM-AP) に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。ただし、**(1)(i)**に掲げるベースラインデータにあっては、**-6.(2)**に規定する運用検査までに本会の承認を受けられるように提出することとして差し支えない。

B13 海洋構造物等の定期的検査の特例

B13.2 検査の準備等

B13.2.2 検査，計測及び整備を行う事業

-3.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-3. 検査事業者は，海洋構造物の検査に検査機器，検査用ロボットを使用する場合には，検査を行う前に次に掲げる資料を添付した申請書 (APP-IR(J)) を本会に提出すること。ただし，既に本会から水中検査事業所及び板厚計測事業所として承認された検査事業所を管轄する事業者にあつては，本会が発行した承認書の写しを一部提出すること。

-3.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-3. 検査事業者は，海洋構造物の検査に検査機器，検査用ロボットを使用する場合には，検査を行う前に次に掲げる資料を添付した申請書 (APP-IR) を本会に提出すること。ただし，既に本会から水中検査事業所及び板厚計測事業所として承認された検査事業所を管轄する事業者にあつては，本会が発行した承認書の写しを一部提出すること。

U 編 非損傷時復原性

附属書 U1.2.2 復原性計算機に関する検査要領

1.2 復原性計算機のソフトウェア

1.2.4 を次のように改める。

1.2.4 ソフトウェアの承認

((1)から(3)は省略)

- (4) ソフトウェアの承認にあたって、申請者はソフトウェアに加え、次の図書を本会に提出すること。

(a) ~~承認申請書~~ 申込書 (船種を限定する場合その旨を明示すること) (Form-SCPsoftware)

((b)から(d)は省略)

H 編 電気設備

H2 電気設備及びシステム設計

H2.4 回転機

H2.4.15 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 温度試験，過電流又は超過トルク試験及び持続短絡電流試験（以下，「温度試験等」という。）の省略手続き等，その取扱いは次による。

（(1)は省略）

(2) 申込書

温度試験等の省略に関する申込書（APP-TR-OMM-H(J)）は，製造工場ごとに各2通を本会支部に提出するものとする。支部は，これを調査し，適当と認めた場合は，内一通に受理印（支部印）を押印し，申込書を返却する。

（(3)及び(4)は省略）

(5) 個別試験

代表機試験に合格し，温度試験等の省略が認められた機器のその後の個々の製品について実際に温度試験を省略する場合は，注文者の同意を得るものとする。また，品質管理責任者は，個々の製品ごとに，~~表 H2.4.15-1. のような~~チェックリストを作成し，同一形式の製品であることが容易に確認できるようにしておく必要がある。（ただし，例えば同一船舶用の主発電機等で，1台は全試験を行い，他のものについて温度試験等を省略する場合などのように，同一形式であることが明らかな場合は，この限りでない。）

（(6)は省略）

(7) チェックリスト

~~表 H2.4.15-1. の~~チェックリストは，機器の個別試験にあたり，同一形式であることが容易に確認できるように作成した見本である。~~これを参考にして，~~適用する機器の種類に応じ，関係者間で協議の上，適当なチェックリスト（CL-RM-H(J)）を製造者側で用意するものとする。なお，チェックリスト記入欄中，太枠は，代表機と同一であることが要求され，細枠のものは，代表機とほぼ同じか又はそれ以下であればよい項目を示してある。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 温度試験，過電流又は超過トルク試験及び持続短絡電流試験（以下，「温度試験等」という。）の省略手続き等，その取扱いは次による。

（(1)は省略）

(2) 申込書

温度試験等の省略に関する申込書（APP-TR-OMM-H）は，製造工場ごとに各2通

を本会支部に提出するものとする。支部は、これを調査し、適当と認めた場合は、内一通に受理印（支部印）を押印し、申込書を返却する。

((3)及び(4)は省略)

(5) 個別試験

代表機試験に合格し、温度試験等の省略が認められた機器のその後の個々の製品について実際に温度試験を省略する場合は、注文者の同意を得るものとする。また、品質管理責任者は、個々の製品ごとに、~~表 H2.4.15-1.のような~~チェックリストを作成し、同一形式の製品であることが容易に確認できるようにしておく必要がある。（ただし、例えば同一船舶用の主発電機等で、1台は全試験を行い、他のものについて温度試験等を省略する場合などのように、同一形式であることが明らかな場合は、この限りでない。）

((6)は省略)

(7) チェックリスト

~~表 H2.4.15-1.の~~チェックリストは、機器の個別試験にあたり、同一形式であることが容易に確認できるように作成した見本である。~~これを参考にして、~~適用する機器の種類に応じ、関係者間で協議の上、適当なチェックリスト (CL-RM-H) を製造者側で用意するものとする。なお、チェックリスト記入欄中、太枠は、代表機と同一であることが要求され、細枠のものは、代表機とほぼ同じか又はそれ以下であればよい項目を示してある。

表 H2.4.15-1.を削る。（日本籍船舶用）

~~表 H2.4.15-1~~
~~（省略）~~

Table H2.4.15-1.を削る。（外国籍船舶用）

~~Table H2.4.15-1~~
~~（省略）~~

H2.5 配電盤，区電盤及び分電盤

H2.5.10 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.5.10 に定める温度試験省略の手続き等は、**H2.4.15-2.(1)から(7)に同じ**とする。ただし、文中の回転機は、配電盤と読み代える。また、**H2.4.15-2.(7)の**チェックリストの**見本**については、~~次の表 H2.5.10-1.による~~適当なチェックリスト (CL-SB-H(J))を製造者側で用意するものとする。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.5.10 に定める温度試験省略の手続き等は、H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし、文中の回転機は、配電盤と読み代える。また、H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については、次の表 ~~H2.5.10-1~~ による適当なチェックリスト（CL-SB-H）を製造者側で用意するものとする。

表 H2.5.10-1.を削る。（日本籍船舶用）

~~表 H2.5.10-1~~
~~（省略）~~

Table H2.5.10-1.を削る。（外国籍船舶用）

~~Table H2.5.10-1~~
~~（省略）~~

H2.8 電動機用制御器及び電磁ブレーキ

H2.8.4 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.8.4 に定める温度試験省略の手続き等は、H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし、文中の回転機は、電動機用制御器と読み代える。また、H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については、次の表 ~~H2.8.4-1~~ による適当なチェックリスト（CL-ST-H(J)）を製造者側で用意するものとする。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.8.4 に定める温度試験省略の手続き等は、H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし、文中の回転機は、電動機用制御器と読み代える。また、H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については、次の表 ~~H2.8.4-1~~ による適当なチェックリスト（CL-ST-H）を製造者側で用意するものとする。

表 H2.8.4-1.を削る。（日本籍船舶用）

~~表 H2.8.4-1~~
~~（省略）~~

Table H2.8.4-1.を削る。（外国籍船舶用）

~~Table H2.8.4-1~~
~~（省略）~~

H2.10 動力及び照明用変圧器

H2.10.6 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.10.6 に定める温度試験省略の手続き等は，H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，変圧器と読み代える。また，H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，次の表 H2.10.6-1.による適当なチェックリスト（CL-TF-H(J)）を製造者側で用意するものとする。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 規則 H 編 2.10.6 に定める温度試験省略の手続き等は，H2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，変圧器と読み代える。また，H2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，次の表 H2.10.6-1.による適当なチェックリスト（CL-TF-H）を製造者側で用意するものとする。

表 H2.10.6-1.を削る。（日本籍船舶用）

~~表 H2.10.6-1~~
~~（省略）~~

Table H2.10.6-1.を削る。（外国籍船舶用）

~~Table H2.10.6-1~~
~~（省略）~~

K 編 材料

附属書 K3.12.3-1. 温度勾配型 *ESSO* 試験及び温度勾配型二重引張試験に関する 検査要領

1.2 温度勾配型 *ESSO* 試験

1.2.10 を次のように改める。（日本籍船舶用）

1.2.10 報告

試験結果として、次の(1)から(9)の各項目について報告すること。報告に用いる書式~~の例を書式例 1-1 に示す~~は REPORT-ESSO(J) を用いること。

((1)から(9)は省略)

1.2.10 を次のように改める。（外国籍船舶用）

1.2.10 報告

試験結果として、次の(1)から(9)の各項目について報告すること。報告に用いる書式~~の例を書式例 1-1 に示す~~は REPORT-ESSO を用いること。

((1)から(9)は省略)

書式 1-1 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式 1-1~~
~~(省略)~~

Form 1-1 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 1-1~~
~~(省略)~~

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

付録 II 船体状態評価策

6 検査計画に関する要件

6.1 CAS 検査の準備

6.1.1 一般的手順

6.1.1.3 を次のように改める。

6.1.1.3 通知を受け取った RO は、

- .1 会社に対し、CAS 検査開始の 7 ヶ月前までに検査計画調査票 (~~Appendix 2 参照~~ Survey Planning Questionnaire for BC(SH), Survey Planning Questionnaire for BC(DH), Survey Planning Questionnaire for OT 若しくは Survey Planning Questionnaire for CT) を送付すること、そして
- .2 会社に対し、当該船舶の船体構造部材の許容腐食衰耗限度に変更があるか否かを知らせること。

6.1.2 CAS 検査計画書

6.1.2.2 を次のように改める。

6.1.2.2 検査計画調査票は ~~Appendix 2~~ の様式 Survey Planning Questionnaire for BC(SH), Survey Planning Questionnaire for BC(DH), Survey Planning Questionnaire for OT 又は Survey Planning Questionnaire for CT をもとに作成すること。

6.2 検査計画書に関する書類

6.2.3 を次のように改める。

6.2.3 検査計画書は、~~Appendix 32~~ に示す標準様式を使用して作成すること。

6.4 CAS 検査の実施

6.4.1 を次のように改める。

6.4.1 CAS 検査実施に関する条件、構造部材への交通に関する条件と方法、CAS 検査のための機器及び CAS 検査中に使用される通信手段は、~~Appendix 43~~ に示す CAS 検査を安全に実施するための強制要件に従うこと。

Appendix 2 を削る。

~~Appendix 2~~

~~(省略)~~

Appendix 3 及び Appendix 4 を次のように改める。

~~Appendix 3~~2

(省略)

~~Appendix 4~~3

(省略)

「安全設備規則検査要領」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

2 章 登 録 検 査

2.1 製造中登録検査

2.1.2.を次のように改める。

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-1. 規則 2 編 2.1.2-1.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

登録規則 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 2 編 2.3 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、~~事前審査~~申込書（APP-PE-SE(J)）を提出すること。なお、登録検査申込書（Form-1A）が提出されたときには、~~事前審査~~申込書は自動的に登録検査申込書（Form-1A）に引き継がれるものとする。

-2. 規則 2 編 2.1.2-3.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

(1) 承認済図面及びその他の書類を用いて安全設備を製造又は設置する場合には、~~同型船に対する図面提出省略願~~申込書(~~書式例 2-2~~APP-SS-SE(J))を 3 部提出すること。

((2)は省略)

書式 2-2 を削る。

~~書式 2-2~~

~~(省略)~~

「無線設備規則検査要領」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.6 検査の実施

-2.を次のように改める。

-2. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、-1.に加えて、次の(1)及び(2)に掲げる書類を確認する。

((1)は省略)

(2) 当該設備が有効な状態で本船に搭載されている旨が確認できるもの（特に必要と認めた場合を除き、船舶所有者から提出される書式例 ~~2-21~~ を標準とした書類）

2.4 登録検査

2.4.2 提出図面及びその他の書類

-6.を次のように改める。

-6. 規則 2.4.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

(1) 承認済図面及びその他の書類を用いて無線設備を設置する場合には、~~同型船に対する図面提出省略願~~申込書（書式例 ~~2-4~~ APP-SS-RD(J)）を3部提出すること。

((2)は省略)

書式 2-1 を削る。

~~書式 2-1~~

~~(省略)~~

書式 2-2 を次のように改める。

書式 ~~2-21~~

(省略)

附属書 4.7.1-7. 無線設備の保守実施要領の承認要領

1.3 承認

1.3.3 承認内容の変更

-1.を次のように改める。

-1. 承認された無線設備の保守実施要領を変更しようとする場合には、申込者は申込書（~~書式例 1.2.1-1~~APP-REM(J)）1 部及び既発行の無線設備の保守実施要領の承認書 1 部に加えて、変更内容に応じ、**1.2.2** の規定に準じて資料を提出すること。

書式例 1.2.1-1 を削る。

~~書式例 1.2.1-1~~
~~（省略）~~

「無線設備規則検査要領」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.1 認定のための計画書と書類の提出

-5.を次のように改める。

-5. 計画書と書類の提出の省略。

- (1) 承認済図面及び同一製造事業所で無線設備を製造又は設置する場合には、~~同型船~~
~~に対する図面提出省略願申込書（書式例 2-1 APP-SS-RD）~~を 3 部提出し、本会の承認を受けること。

((2)は省略)

Form 2-1 を削る。

~~Form 2-1~~
~~(省略)~~

「居住衛生設備規則検査要領」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

2 章 登 録 検 査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 2.1.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

- (1) 承認済図面及びその他の書類を用いて居住衛生設備を製造又は設置する場合には、
~~同型船に対する図面提出省略願申込書（書式例 2-2~~APP-SS-RES(J)）を 3 部提出すること。
(2)は省略

書式 2-2 を削る。

~~書式 2-2~~
~~（省略）~~

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.3 登録を維持するための検査

2.3.1 定期検査

-3.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-3. 規則 2.1.3-5.に定める継続検査に対する取り扱いは次による。

(1) 継続検査方式適用の申込み

継続検査方式の適用を希望する場合は、船主又はその代理人は、~~「冷蔵設備継続検査申込書」~~ **(Form-CMS-1J)** を本会に提出し、同方式の適用につき承認を得るものとする。

((2)から(5)は省略)

-3.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-3. 規則 2.1.3-5.に定める継続検査に対する取り扱いは次による。

(1) 継続検査方式適用の申込み

継続検査方式の適用を希望する場合は、船主又はその代理人は、~~「冷蔵設備継続検査申込書」~~ **(Form-CMS-1E)** を本会に提出し、同方式の適用につき承認を得るものとする。

((2)から(5)は省略)

「内陸水路航行船規則検査要領」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.7 を次のように改める。

1.1.7 係船中の船舶

係船に先だって、船舶の所有者は、係船届け申込書（書式例 1-1 Form-B1-1）3 部を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。

Form 1-1 を削る。

~~Form 1-1~~
~~（省略）~~

8 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.4 回転機

2.4.15 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 温度試験，過電流又は超過トルク試験及び持続短絡電流試験（以下，「温度試験等」という。）の省略手続き等，その取扱いは次による。

((1)は省略)

(2) 申込書

~~温度試験等の省略に関する~~申込書 (APP-TR-OMM-IL) は，製造工場ごとに各 2 通を本会支部に提出するものとする。支部は，これを調査し，適当と認めた場合は，内一通に受理印（支部印）を押印し，申込書を返却する。

((3)及び(4)は省略)

(5) 個別試験

代表機試験に合格し，温度試験等の省略が認められた機器のその後の個々の製品について実際に温度試験を省略する場合は，注文者の同意を得るものとする。また，品質管理責任者は，個々の製品ごとに，~~表 8.2.4.15-1.のような~~チェックリストを作成し，同一形式の製品であることが容易に確認できるようにしておく必要がある。（ただし，例えば同一船舶用の主発電機等で，1 台は全試験を行い，他のものについて温度試験等を省略する場合などのように，同一形式であることが明らかな場合は，この限りでない。）

((6)は省略)

(7) チェックリスト

~~表 8.2.4.15-1.の~~チェックリストは，機器の個別試験にあたり，同一形式であることが容易に確認できるように作成した見本である。~~これを参考にして，~~適用する機器の種類に応じ，関係者間で協議の上，適当なチェックリスト (CL-RM-IL) を製造者側で用意するものとする。なお，~~記入欄~~チェックリスト中，太枠は，代表機と同一であることが要求され，細枠のものは，代表機とほぼ同じか又はそれ以下であればよい項目を示してある。

表 8.2.4.15-1.を削る。

~~表 8.2.4.15-1.~~
~~(省略)~~

2.5 配電盤，区電盤及び分電盤

2.5.10 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.5.10 に定める温度試験省略の手続き等は，2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は配電盤と読み代える。また，2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，次の表 8.2.5.10-1.による適当なチェックリスト (CL-SB-IL) を製造者側で用意するものとする。

表 8.2.5.10-1.を削る。

~~表 8.2.5.10-1.~~
~~—(省略)—~~

2.8 電動機用制御器及び電磁ブレーキ

2.8.4 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.8.4 に定める温度試験省略の手続き等は，2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，電動機用制御器と読み代える。また，2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，表 8.2.8.4-1.による適当なチェックリスト (CL-ST-IL) を製造者側で用意するものとする。

表 8.2.8.4-1.を削る。

~~表 8.2.8.4-1.~~
~~—(省略)—~~

2.10 動力及び照明用変圧器

2.10.6 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.10.6 に定める温度試験省略の手続き等は，2.4.15-2.(1)から(7)に同じとする。ただし，文中の回転機は，変圧器と読み代える。また，2.4.15-2.(7)のチェックリストの見本については，表 8.2.10.6-1.による適当なチェックリスト (CL-TF-IL) を製造者側で用意するものとする。

表 8.2.10.6-1.を削る。

~~表 8.2.10.6-1.~~
~~(省略)~~

「海上コンテナ規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 通則

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 申込書の提出

検査の申込書は、~~書式例1~~CTYP-APP、~~書式例2~~CMNF-APP、~~書式例3~~CTEST-APP、~~書式例4~~RUTYP-APP、~~書式例5~~RUMNF-APP 及び ~~書式例6~~RUATEST-APP のものとする。

書式例 1 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例1~~
~~（省略）~~

書式例 2 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例2~~
~~（省略）~~

書式例 3 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例3~~
~~（省略）~~

書式例 4 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例4~~
~~（省略）~~

書式例 5 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例5~~
~~（省略）~~

書式例 6 を削る。（日本籍船舶用）

~~書式例6~~
~~（省略）~~

Form 1 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 1~~
~~（省略）~~

Form 2 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 2~~
~~（省略）~~

Form 3 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 3~~
~~（省略）~~

Form 4 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 4~~
~~（省略）~~

Form 5 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 5~~
~~（省略）~~

Form 6 を削る。（外国籍船舶用）

~~Form 6~~
~~（省略）~~

「試験機規則検査要領」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

様式 TM1 号を削る。

~~様式 TM1 号~~
~~（省略）~~

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の一部を次のように改正する。

第 4 編 船体用非金属材料及び塗料

2 章 防熱材料及び油密被覆材料の認定

2.2 認定申込手続き

2.2.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

2.2.1 認定申込

型式承認の申込は、申込書（Form4-6）1 部に 2.2.4 に掲げる各種資料 3 部を添えて本会（本部）に提出する。

2.8 定期調査

2.8.1 定期調査の申込

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2.定期調査の申込には、申込書（Form4-7）に、本会認定番号，認定日付及び製造法，品質管理の方法等の変更の有無を記載した資料を添付して，本会に提出すること。

3 章 強化プラスチック船用原材料の認定

3.2 認定申込手続き

3.2.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

3.2.1 認定申込書

認定を希望する製造者は、その原材料の銘柄、種類を記載した申込書（**Form4-~~68~~**）1 部に、**3.2.3** に掲げる資料各 2 部を添えて、本会（本部）に提出する。

3.6 定期試験

3.6.2 定期試験の申込

製造者は、定期試験の期日前に申込書（**Form4-~~79~~**）1 部を本会（支部）に提出する。

5 章 舵用非金属ベアリング材の製造方法の承認

5.2 承認申込

5.2.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

5.2.1 承認申込書

家事用非金属ベアリング材の製造方法の承認を得ようとする製造者は、申込書（**Form4-~~911~~**）1部を本会に提出する。

第 6 編 機関

1 章 船用機器の標準構造図面の承認

1.4 承認後の取扱い

1.4.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

1.4.1 船舶への引当て

標準構造図面の承認を受けた船用機器を本会船級船に搭載しようとする場合には，その船舶用として鋼船規則，揚貨設備規則及び冷蔵設備規則の当該規定により承認図面及び書類を提出する代りに「承認済みの標準構造図面による製品の引当て申込書」~~（鋼船規則検査要領 B2.1.2-5.(2)参照）~~（Form 6-1-2(J)）3 部を本会に提出する。